

港区興行場法施行条例の一部を改正する条例

本案は、「興行場法」の一部改正に伴い、事業譲渡により営業者の地位を承継することができることとなるため、許可に代わる手続を定めるものです。

【法改正の背景】

生活衛生関係営業等の事業活動を継続しやすくすることを目的として、事業譲渡により事業を譲り受けた者が新たに許可を受けることなく、営業者の地位を承継することができることとする改正が、興行場法において行われました。

【条例改正の内容】

事業譲渡により営業者の地位を承継した者は、新たに許可を受ける代わりに、区長に届け出なければならないこととします。

【施行期日】

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日